



県の事務又は事業に関する 不当な働きかけは記録の対象となります

令和7年3月1日から、「外部の者から不当な働きかけを受けた場合の対応要領」が施行され、**職員が不当な働きかけを受けた場合、働きかけの内容を記録することとなりました。**

「不当な働きかけ」とは

**職員に対し、
職務上不正な行為をするように要求又は依頼をすること**
(相当の行為をしないように要求又は依頼をすることを含む)をいいます。

不当な働きかけの例)

- ・ 公開前の入札参加者の情報等、秘密とされている情報（それを推測する手掛かりとなる情報を含む。）を教示するよう要求する行為
- ・ 法令等に定められた要件や基準を満たしていないと認識しているにもかかわらず、許認可や補助金等の交付をするよう求める行為

次のような場合も「不当な働きかけ」に当たります。

- 要求や依頼に対応するためには職員の職務上の不正な行為を伴うものとなる場合
- それまでの状況や経過等から、職員に職務上の不正な行為を要求又は依頼しているものと解される場合

千葉県の対応（不当な働きかけに該当する要求又は依頼を受けたとき）

- ・ **要求（依頼）には応じられません！**
- ・ **要求（依頼）の内容は記録を行い、公表の対象となります。**

要求（依頼）についての対応記録簿を作成し、所属長に報告することとしています。

(制度についての問合せ先)

千葉県 総務部 総務課 リスクマネジメント推進室 ☎043-223-4455